

[別 紙]

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 5年10月1日 至 令和 6年9月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 明陽会

① 財團 社團 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人

その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 岐阜県中津川市本町4丁目2番15号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成1年2月28日

(4) 設立登記年月日 平成1年3月14日

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	本町整形外科	211150062 1	岐阜県中津川市本町4 丁目2番地15号	0床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、
その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれ
ぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載する
こと。

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)
なし

(3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことが
できる業務)
なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5年11月30日 令和 4年度決算の決定

令和 6年 9月30日 令和 6年度の事業計画及び収支予算の決定

(5)

当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(6) その他

なし

様式26-3

法人名 医療法人 明陽会

※医療法人整理番号 0|0|1|1|0

所在地 岐阜県中津川市本町四丁目2番15号

財産目録
(令和6年9月30日現在)

1. 資産額	222,427千円
2. 負債額	106,370千円
3. 純資産額	116,057千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	63,364
B 固定資産	159,063
C 資産合計	(A+B) 222,427
D 負債合計	106,370
E 純資産	(C-D) 116,057

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式26-1-4（旧法：診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人 明陽会

※医療法人整理番号 0|0|1|1|0

所在地 岐阜県中津川市本町四丁目2番15号

貸 借 対 照 表

(令和6年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	63,364	I 流動負債	7,478
II 固定資産	159,063	II 固定負債	98,892
1 有形固定資産	129,954	負債合計	106,370
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	29,109	科目	金額
		I 資本金	6,300
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	109,757
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	116,057
資産合計	222,427	負債・純資産合計	222,427

様式26-2-2（診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人 明陽会

※医療法人整理番号 0 0 1 1 0

所在地 岐阜県中津川市本町四丁目2番15号

損 益 計 算 書
(自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	176,221
2 事 業 費 用	198,881
本來業務事業損失	22,660
B 附帶業務事業損益	
1 事 業 収 益	0
2 事 業 費 用	0
附帶業務事業利益	0
事 業 損 失	22,660
II 事 業 外 収 益	4,070
III 事 業 外 費 用	609
經 常 損 失	19,199
IV 特 別 利 益	0
V 特 別 損 失	354
税 引 前 当 期 純 損 失	19,553
法 人 税 等	73
当 期 純 損 失	19,626

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式26-5

監事監査報告書

医療法人 明陽会

理事長 鈴木 誉 殿

私は、医療法人 明陽会の令和5会計年度（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年11月25日

医療法人 明陽会

監事 高井 直樹